

生物試料分析科学会 電子印使用規程

(目的)

第1条 この細則は、特定非営利活動法人物試料分析科学会の電子印の規格並びにその使用方法等について定めることを目的とする。

(種類)

第2条 電子印とは、別表に定めるものとする。

(管理)

第3条 電子印の登録および交布等に関する管理は事務局が主管する。

(使用)

第4条 電子印は以下の場合に使用できる。

- 1) 同一文書の多施設（多人数）への配布
- 2) 文書交付先が電子印の使用を承認した場合
- 3) その他、理事長が認めたとき

(交付)

第5条 電子印が押印された文書はPDF化して交付する。

(保存)

第6条 電子印を押印した文書はPDF化して一部を事務局が保管する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の承認による。

附 則

この規程は、令和2年2月2日より施行する。

生物試料分析科学会 電子印使用規程 別表

特定非営利活動法人物生物試料分析科学会理事長之印

22mm × 22mm



特定非営利活動法人物生物試料分析科学会之印

22mm × 22mm

